令和2年度開成町一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により令和2年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出 決算、並びに同法第241条第5項の規定により令和2年度基金の運用状況を審査した結果、次 のとおり意見書を提出する。

- 1 審査した事務及び事業の関係書類、決算書、帳簿証書等
- (1) 令和2年度開成町一般会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (2) 令和2年度開成町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、 実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (3) 令和2年度開成町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、 実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (4) 令和2年度開成町給食事業特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質 収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (5) 令和2年度開成町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明 細書、実質収支に関する調書及び関係帳簿、証書類
- (6) 令和2年度基金の運用状況に関する関係帳簿、証書類

2 審査の期日

令和3年7月13日から令和3年8月4日まで(7日間)

3 審査の方法

令和2年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、 財産に関する調書、実質収支に関する調書、基金の運用状況に関する調書及び関係諸表を基に 各所属からの説明を徴し、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の 執行が適正に行われていたかどうか審査した。

4 審査の結果

令和2年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の計数は正確であると認められる。 また、予算の執行等については、軽易な指摘事項を除き概ね適正であると認められる。 なお、予算の執行及び決算に関する意見は次のとおりである。

(1) 決算収支について

歳入から歳出を差し引いた額は、一般会計で5億3千992万7千円、実質収支額(翌年度に繰越すべき財源を差し引いた額)は、4億7千100万8千円である。また各特別会計の実質収支額についても、良好な財政状況にある。

(2)歳入・歳出について

ア 歳入

町税については、町民税(個人)は人口増等により増収となったが、町民税(法人)の減収により、全体として減収となった。また、固定資産税は、みなみ地区等での順調な住宅建設に支えられ増収となった。

徴収状況は、新型コロナウイルス感染症の影響による滞納者及び滞納額の増加が危惧されたが、徴収努力の成果として徴収率は98.8%と前年度より向上した。

イ 歳出

(ア)新型コロナウイルス感染症の拡大防止体策への取組として、全世帯へのマスク配布事

業、妊婦のタクシー代補助事業、臨時休業期間中の学童施設の無償利用措置、上下水道 使用料減免に係る費用の繰出、ワクチン接種に向けた体制整備等を、国・県と連携し 積極的に進めた。

(イ) ゼロエネルギーハウス導入等補助事業は、平成29年度から実施し、令和元年度までの3年間で12件の補助実績がある。令和2年度においては、町民からの申請に対応し、当初予算、補正予算及び予備費による積極的な予算確保に努め、20件、313万円の補助を行った。

今後とも、予算の確保と町民への当事業の広報や啓発に努め、事業を積極的に進める ことを要望する。

(3) 財産について

土地、建物の管理・運用は適切である。現金 (預貯金を含む。) 及び有価証券の現在高が 帳簿と一致しており、その管理は適切である。

なお、令和2年9月23日に発生した釣銭用として保管管理していた現金5千円の亡失に 係る決算処理は適切に行われた。

(4) 基金の運用状況について

17の基金のうち、積み立てを行ったのは、財政調整基金、国民健康保険財政調整基金 及び新たに創設されたみなみ地区植栽維持管理事業基金など9基金である。また、取り崩 しを行ったのは、公共施設整備基金のみである。結果として、基金全体では前年度と比較 して1千255万9千円減少した。その要因は、庁舎整備事業の最終年度の整備事業に必 要な資金として1億円の取り崩しを行ったことによるものである。

なお、基金の管理・運用は適切で、基金の現在高は収支の金額と一致している。

令和3年8月4日 開成町長 府川 裕一 様

> 開成町監査委員 田中 章 開成町監査委員 下山 千津子